

## (1) 令和7年度 三次小学校不祥事防止委員会年間活動計画

### 1 職員の不祥事防止に対する日常的な意識啓発の取組

- (1) 職員の不祥事に係る報道等があったときは、全教職員に新聞記事等を回覧するとともに、暮会等で研修を行い、注意を喚起する。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分等に係る記者発表資料」が公表されたときは、その資料を全教職員に配布するとともに、暮会等で研修を行う。
- (3) 「不祥事防止チェックリスト」への記入を通して自己評価するとともに、常時危機管理意識の高揚を図る。

### 2 年間活動計画

	活 動 計 画	担当	備考
	●不祥事防止委員会・サービス研修計画作成		
4	○第1回サービス研修 [教育公務員としてのサービス義務]	校長	
5	○第2回サービス研修 [交通事故・交通違反防止]	教頭	
6	○第3回サービス研修 [児童へのわいせつ行為の防止]	生徒指導部	ロールプレイ
7	○第4回サービス研修 [学校諸費会計の適切な管理]	総務部	
	●不祥事防止委員会		
8	○第5回サービス研修 [著作権法の違反]	教務部	
	○第6回サービス研修 [個人情報の適正管理]	教務部	
9	○第7回サービス研修 [セクシュアル・ハラスメント等防止]	保健体育部	ロールプレイ
10	○第8回サービス研修 [飲酒運転の防止]	保健体育部	
11	○第9回サービス研修 [体罰等防止]	生徒指導部	ロールプレイ
12	○第10回サービス研修 [冬季の交通事故の防止]	教頭	
	●不祥事防止委員会		
1	○第11回サービス研修 [不適切なSNS/電子メールの使用等]	情報担当	
2	○第12回サービス研修 [パワー・ハラスメント防止]	教務部	
3	●不祥事防止委員会課題整理と次年度計画策定		

### 3 研修を実施するに当たって

- (1) 「教職員による不祥事の根絶（改訂版）平成22年12月、（体罰等根絶）平成25年1月、（セクシュアル・ハラスメント等防止、パワー・ハラスメント防止）平成26年4月」「教職員による不祥事の根絶 増補版（平成29年12月広島県教委）」等の活動例等を参考にし、特に、体罰及びセクハラ防止に係っては、積極的にロールプレイを取り入れ、当事者意識の高揚を図る。
- (2) 不祥事防止委員会において、研修計画及び内容等について検討し、実施する。
- (3) 研修時間に応じて、ペア、グループ、全体等の交流によるシェアリングを取り入れる。
- (4) 研修に欠席、不参加の場合は、別途研修を行い、管理職へ報告する。